

通所型サービス(案)

資料2

サービス種別	①通所介護 (現行の通所介護相当 通称「みなし」)	②通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③通所型サービスC 短期集中予防サービス	
サービス対象者	要支援1, 2及び事業対象者	要支援1, 2及び事業対象者	要支援1, 2及び事業対象者	
利用回数	介護予防ケアマネジメントに基づき決定 要支援2:週2回程度 要支援1, 事業対象者:週1回程度	介護予防ケアマネジメントに基づき決定 週1~2回程度	1クール:週1~2回, 12週間 2クールまで継続可	
サービス内容	通所介護と同様のサービス内容 それぞれ利用者のニーズに応じて明確な目標を持ちサービスを提供 ・日常的な支援 送迎, 入浴, 食事, 相談・助言, 健康状態の確認など ・運動器の機能向上・栄養改善・口腔機能の向上 ・身体機能の向上のための機能訓練, 生活機能向上のためのトレーニング等	日常生活上の支援(入浴・食事を除く)や生活機能の維持向上のための機能訓練を必須とした2~3時間以内の短時間サービス ・いきいき百歳体操 ・かみかみ百歳体操 等の簡易な運動プログラムの実施でも可 【提供時間】 2~3時間以内/回 ◎各事業所の得意分野を活かした内容で実施	リハビリテーション専門職が提供する生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等を目的として3ヶ月(~6ヶ月)の継続訓練(1クール12週間:2クールまで継続利用可能)のプログラム 【提供時間】 2~3時間以内/回	
対象となるケースとサービス提供の考え方	・既にサービスを利用している人で, サービスの利用の継続が必要とケアマネジメントで認められる人 ・多様なサービスの利用が難しい又は不適切な人 ・通所により専門職の支援(生活機能の向上のためのトレーニング等)を継続して行うことで機能の維持・改善が見込まれる人	自立に向けた支援を行う。 ・閉じこもりがちな人 ・運動器の機能や生活機能の向上を図る必要がある人 であって, 必ずしも専門職による支援を必要とせず, 生活機能の維持・向上を実現するための活動が必要な人 等 利用者の日常生活(利用者の有する能力に応じた調理, 洗濯, 掃除等の動作)を拡大させる目標を設定し, 訓練やいきいき百歳体操・レクリエーション, 行事を通じて生活機能の向上を図り, 地域の繋がりのある通いの場等へ繋げていく。 口腔機能向上メニュー等の指導。	生活機能が低下している高齢者に対し, 専門職が集中的にケアを行うことで, 高齢者の生活機能を改善・向上させることを目的とする。 対象者としては, ・短期間での生活機能の改善・向上の意志を明確に持ち, 実施できる人 ・短期間での事業実施後に, 地域活動の促進が期待でき, セルフケアにより介護予防の取り組みの継続が期待できる人 等	
実施方法	事業者指定	事業者指定	委託または事業者指定	
サービス単価	現行と同じ 【事業対象者, 要支援1】 1,647単位/月 【要支援2】 3,377単位/月 加算あり	【事業対象者, 要支援1】 送迎あり 285単位/回 送迎なし 191単位/回(片道減算47単位, 同一建物減算94単位) ※週1回までの利用(1月の中で全部で5回まで) 【要支援2】 送迎あり 292単位/回 送迎なし 198単位/回(片道減算47単位, 同一建物減算94単位) ※週2回までの利用(1月の中で全部で10回まで) ※介護報酬(現行相当の「×0.70」相当) 加算:介護職員処遇改善加算のみ	【事業対象者, 要支援1, 要支援2】 原則送迎あり 432単位/回 1クール 12週間(週1~2回程度) 必要に応じて, 2クールまで延長可 加算あり(栄養改善加算, 口腔機能向上加算, 地域活動支援連携加算(新設))	
利用者負担	1割又は2割負担	1割又は2割負担	1割又は2割負担	
想定される実施事業所	現行の指定介護事業者	通所介護事業所, 民間事業者等の指定事業者	リハビリテーション専門職を有する介護サービス事業者等	
ケアマネジメント	ケアマネジメントA	ケアマネジメントA	ケアマネジメントA	
基準	人員	・管理者:専従1人以上 ・生活相談員:資格要件あり, 1以上(介護支援専門員, 社会福祉士など) ・看護職員:資格要件あり, 1以上(利用定員が11人以上の場合など) ・機能訓練指導員:資格要件あり, 1以上(作業療法士, 理学療法士, 看護職員など) ・介護職員:資格要件なし 利用者15人までは専従1以上 15人~は利用者1人に0.2以上	・管理者:専従1人以上 ※支障がない場合, 他の職務, 同一敷地内の他の事業所の職務に従事可能。 ・看護職員:資格要件あり, 1以上(利用定員が11人以上の場合など) ・従事者:市が指定する運動器機能向上サービスに関する研修の修了者又は修了見込みの者 利用者15人までは専従1以上 15人~は利用者1人に0.2以上	・管理者:専従1人以上 ※支障がない場合, 他の職務, 同一敷地内の他の事業所の職務に従事可能。 ・看護職員:資格要件あり, 1以上(利用定員が11人以上の場合など) ・作業療法士又は理学療法士 利用者15人までは専従1以上 15人~は利用者1人に0.2以上
	設備	・食堂, 機能訓練室(3㎡×利用定員以上) ・静養室・相談室・事務室 ・消火設備その他の非常災害に必要な設備 ・必要なその他の設備・備品	・事務室, 機能訓練室(3㎡×利用定員以上) ・必要な設備・備品 ・静養可能なスペースの確保	・食堂, 機能訓練室(3㎡×利用定員以上) ・静養室・相談室・事務室 ・消火設備その他の非常災害に必要な設備 ・必要なその他の設備・備品
	運営	・個別サービス計画の作成 ・運営規程等の説明・同意 ・提供拒否の禁止 ・従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ・秘密の保持等 ・事故発生時の対応 ・廃止・休止の届出と便宜の提供 等	・個別サービス計画の作成 ・運営規程等の説明・同意 ・提供拒否の禁止 ・従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ・秘密の保持等 ・事故発生時の対応 ・廃止・休止の届出と便宜の提供 等	・個別サービス計画の作成 ・運営規程等の説明・同意 ・提供拒否の禁止 ・従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ・秘密の保持等 ・事故発生時の対応 ・廃止・休止の届出と便宜の提供 等
個別サービス計画	作成必須	作成必須	作成必須	
限度額管理の有無・方法	限度額管理の対象	限度額管理の対象	未定	
支払方法	国保連経由で審査・支払	国保連経由で審査・支払	未定	
備考	食事代などの実費は利用者負担			

訪問型サービス(案)

サービス種別	①訪問介護 (現行の訪問介護相当 通称「みなし」)	②訪問型サービスB (住民主体による支援)
サービス対象者	要支援1, 2及び事業対象者	要支援1, 2及び事業対象者
サービス提供頻度	週1～2回程度 ・利用者の状態像により利用時間は異なる	週1～2回程度
サービス内容	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護員による入浴・排泄・食事等の介助である身体介護, 掃除・洗濯等の生活援助 ・現行の予防サービスと同様に, 「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について(老計10号)」の範囲内で実施 	日常的な家事(掃除(風呂・トイレ・拭き掃除・掃除機の使用)・買物・洗濯・簡単な調理・電灯・電池の交換・ストーブや扇風機など季節品の出し入れ等)
対象となるケースとサービス提供の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・既にサービスを利用している人で, サービスの利用の継続が必要とケアマネジメントで認められる人 ・多様なサービスの利用が難しい又は不適切な人 	身体介護を必要としない人
実施方法	事業者指定	—
サービス単価	現行と同じ 週1回 1,168単位/月 週2回 2,335単位/月 週3回 3,704単位/月 加算あり	事業実施主体で決定
利用者負担	1割又は2割負担	事業実施主体で決定
想定される実施事業所	現行の指定介護事業者	市で養成した生活支援サポーターで構成される団体等
ケアマネジメント	ケアマネジメントA	ケアマネジメントC
個別サービス計画	作成必須	作成必須
限度額管理の有無・方法	限度額管理の対象	—
支払方法	国保連経由で審査・支払	事業実施主体で決定